

日本障害者カヌー協会アンチ・ドーピング委員会
委員募集要項

【1. 目的】

当委員会は、アンチ・ドーピングに関する理解促進を目的として、カヌースポーツに関連するあらゆる事案について、フェアでクリーンなスポーツを守り、クリーンなスポーツに参加するアスリートの権利を守るために、選手及びスタッフの指導及び情報提供、普及啓発などの活動を行う専門委員会として設置する。

【2. 資格】

本会会員であり、且つ以下のいずれかであること。

- (1) 医師
- (2) スポーツファーマシスト
- (3) 障害者スポーツドクターの資格取得の勉強中の方
- (4) スポーツファーマシストの資格取得の勉強中の方
- (5) 本会医科学委員会及び競技委員会所属の方
- (6) その他、アンチ・ドーピング活動に興味がある方

【3. 任務】

第1項の目的を達成するため、アンチ・ドーピング委員会は、WADA, JADAの各種規程に基づき、年間計画策定及び教育担当者として活動するものとする。なお、主な活動内容については、JADAや各加盟団体に基づくこととする。

【4. 候補者応募】

アンチ・ドーピング委員会委員として応募する者は以下のフォームより申込みすること。資格を証明する資格証も併せて提出すること。(PDFコピー可)

<https://forms.gle/Nqhu9QfWdBCx29ri8>

応募期間：2023年11月5日～2023年11月20日17時まで

【5. 審査・選考】

理事会により審査し選考する

採用人数については、委員会運営を円滑に行うために7～8名程度とし、理事会で決定する

選考決定：2023年12月中旬(予定)

【6. 委嘱】

上記5. 理事会により審査・選考された者への委嘱は、本会会長名により行う。

【 7 . 任期】

原則として 2024 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 3 1 日までの 2 年間とする。

【 8 . 活動計画と活動報告】

アンチ・ドーピング委員会は、年間活動計画書を策定し、計画に基づいて教育を実施しなければならない。また、その計画は理事会及び事務局に共有し、実施した事業においては活動報告書など、所定様式を事務局に提出するものとする。

【 9 . 活動謝金】

活動謝金は、別に定める内規に基づき当該年度の予算配分の上、決定するものとする。

【 1 0 . 辞任・解嘱】

(ア) アンチ・ドーピング委員会委員が任期途中で辞任を希望する場合は、書面にて本会会長へ辞任を申し出るものとする。事務局は、必要に応じて解嘱の理由をアンチ・ドーピング委員から聴取することができるものとする。

(イ) アンチ・ドーピング委員の辞任・解嘱、は理事会の承認を以て決定し、本会会長名により解嘱することとする。

【 1 1 . その他】

(1) アンチ・ドーピング委員会委員は、JPC や JADA が主催する会議や、資質向上等を目的とした研修会等に参加しなければならない。

(2) その他、この要項（別に定める内規を含む）に該当しない事態が生じた場合は、理事会において協議し、適切な処置をとるものとする。